

医療安全対策検討会議

「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会」

平成14年7月

医政局総務課

1 開催目的

医療安全対策のさらなる推進を図るため、医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討を行うことを目的として、医療安全対策検討会議の下に「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会」（以下「検討部会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 医療に係る事故事例情報の取扱いに関する事項
- (2) その他

3 運営等

- (1) 検討部会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討部会は、検討の必要に応じ、適当と認める有識者等を招致することができる。
- (3) 検討部会は、原則として公開とする。

4 庶務

検討部会の庶務は、医政局総務課医療安全推進室が行う。

医療安全対策検討会議「医療に係る事故事例情報の取扱い
に関する検討部会」委員名簿

新井 誠四郎	日本歯科医師会専務理事
井上 章 治	日本薬剤師会常務理事
梅田 昭 夫	日本歯科医師会専務理事
岡谷 恵 子	日本看護協会専務理事
川端 和 治	弁護士
岸 洋 人	読売新聞東京本社解説部長兼論説委員
黒田 勲	日本ヒューマンファクター研究所所長
◎堺 秀 人	東海大学医学部付属病院副院長
辻本 好 子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
長谷川 敏 彦	国立保健医療科学院政策科学部部長
樋口 範 雄	東京大学法学部教授
樋口 正 俊	東京都医師会理事
星 北 斗	日本医師会常任理事
前田 雅 英	東京都立大学法学部教授
三宅 祥 三	武蔵野赤十字病院院長

(五十音順)

平成15年8月現在

◎ 部会長

医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会
これまでの検討経緯

回数	開催年月	議 事 内 容
第1回	平成14年 7月29日(月)	フリーディスカッション
第2回	9月26日(木)	参考人からの意見聴取及び質疑について(1) ・稲垣克巳氏(医療事故でご子息が被害者となった者) ・四病院団体協議会医療安全対策部会委員:大井利夫氏
第3回	10月21日(木)	参考人からの意見聴取及び質疑について(2) ・医療過誤原告の会世話人:久能恒子氏 ・北海道大学医学部附属病院長・日本外科学会会長:加藤祐之氏
第4回	11月14日(月)	参考人からの意見聴取及び質疑について(3) ・弁護士:加藤良夫氏 ・医療法人医真会理事長:森 功氏 ・日本ヒューマンアカリ研究所長:黒田 勲氏(委員)
第5回	12月9日(月)	参考人からの意見聴取及び質疑について(4) ・原子力中央研究所:高野研一氏 ・国立保健医療科学院政策科学部長:長谷川敏彦氏(委員) ・弁護士:児玉安司氏(委員)
第6回	1月27日(月)	さらに議論を要する事項について(1)
第7回	2月 5日(水)	さらに議論を要する事項について(2)
第8回	2月27日(木)	これまでの議論の整理等について
第9回	3月11日(火)	報告書(案)について
第10回	4月15日(火)	報告書(案)について

「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会」 報告書の概要

平成15年4月15日

- 医療事故情報の取扱いについては、専門家による「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会」（平成14年7月設置）において、被害者の親族や患者支援団体、医療関係団体等からのヒヤリングを含め、10回にわたり検討を行い、4月15日に報告書を取りまとめた。
- 厚生労働省としては、この報告書を受け、予算の確保や教育啓発活動など、必要な施策に取り組むこととしている。

1. 事故の発生予防・再発防止のためのシステム作り

- 発生予防・再発防止策を講じるためには、医療現場から「幅広く」、「質の高い情報」を収集し、専門家により分析した上、改善方策医療現場等に提供する必要があるのであること。
- 全ての医療機関を対象に、収集範囲を厳密に区分せず、事故事例等を幅広く収集すること。
- 特に、事故を防止する上で有用な事例については、その範囲を具体的に例示した上で、それに該当する情報については全ての医療機関から報告を強く促す方策を検討すること。
- 併せて、例えば、事故の分析体制が確立されている国立高度専門医療センター、国立病院、国立療養所、大学病院（本院）については、特に、重大な事例の報告を義務付けること。この場合、報告を求める重大な事例の範囲等は、今後、専門家等の意見を聞きながら、早急に検討すべきであること。また、当面、上記の医療機関に報告を義務付けるなどの方針で事故事例の情報の活用を進めるものとするが、今後とも、本制度の充実を検討していくこと。
- 情報の取扱いに際しては、いやしくも防衛医療や萎縮医療に陥ることがないように、適切な対策を併せて講じていくべきであること。
- 実際の事故事例の収集・分析・提供等は、行政機関ではなく中立的な第三者機関において行うこと。

2. 患者・家族からの相談体制の機能充実

- 患者・家族からの苦情や相談等に迅速に対応するため、都道府県等に「医療安全支援センター」を平成15年度から設置し、患者・家族と医療機関の間の信頼関係の構築のための取組を中立的立場から支援していくこと。
- 今後、医療安全に関する知識の普及・啓発や、事故事例情報の収集に係る第三者機関への事故予防上有用な情報の提供を行うなど、一層の機能充実を図ること。

3. その他の国の取組等

(1) 医療安全に関する情報の提供や普及啓発

- 我が国の医療安全の状況について、広く国民に情報を提供していく。

(2) 医療従事者に対する教育研修について

- 医療従事者に対し、事故事例情報等により得られた事故の発生予防・再発防止に関する方策について教育・研修を実施すること。特に、医師や歯科医師については、必修化される臨床研修においても、医療安全に関する研修を充実していくこと。
- 医療機関等において事故事例等の原因分析や、その改善方策が進むよう、医療機関の安全管理者等に対する研修をさらに充実すること。

(3) 事故事例情報の活用に関する調査研究の実施

- 全国的な事故発生状況の把握のため、事故の発生率等を算出する調査研究を実施すること。
- 国民の適切な医療機関の選択に資する指標の開発に取り組むこと。
- 調停や斡旋等の裁判外での紛争解決を図る仕組みの在り方に関する調査研究を実施すること。

4. 他の対策との関係

- 別途検討されている「診療に関する情報提供の在り方」や「医師等に対する行政処分の在り方」に関する検討との調整を図りつつ、必要な施策を総合的に実施すること。
- 医療関係団体における会員の資質向上のための自浄作用が期待されること。

医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会
「事故報告範囲検討委員会」

平成15年7月
医政局総務課

1 開催目的

医療安全対策のさらなる推進を図るため、国立高度専門医療センター、国立病院、国立療養所、大学病院（本院）については、一定の範囲の医療事故についての制度を持つべきであるとされたところである。このため、医療事故の報告範囲に関する検討を行うことを目的として、医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会の下に「事故報告範囲検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 国立高度専門医療センター、国立病院、国立療養所、大学病院（本院）から報告を求める医療事故（重大な事例）の報告範囲に関する事項
- (2) 報告様式等（1）に関連する事項

3 運営等

- (1) 委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員会は、検討の必要に応じ、適当と認める有識者等を招致することができる。
- (3) 委員会は、原則として公開。

4 庶務

委員会の庶務は、医政局総務課医療安全推進室が行う。

「事故報告範囲検討委員会」名簿

(委員)

稲垣克巳	一般有識者
大井利夫	上都賀厚生連上都賀総合病院名誉院長
川端和治	弁護士
岸洋人	読売新聞解説部長
辻本好子	ささえあい医療人権センターCOML理事長
星北斗	日本医師会常任理事
◎前田雅英	東京都立大学法学部長
宮崎久義	国立熊本病院長
山浦晶	千葉大学医学部教授

(オブザーバー)

堺秀人	東海大学医学部付属病院副院長
-----	----------------

◎委員長

(五十音順)

平成15年8月現在